給与規程

（目的）
第１条　この規程は、特定非営利活動法人フードバンク湘南（以下「法人」という。）の事務局等パートタイム労働者（以下「従業員」という。）の給与・賞与等に関する事項について定めたものである。

（適用範囲）
第２条　この規程は、従業員として採用された者に対して適用する。

（給与等の定義）
第３条　この規程で給与とは、労働の対価として従業員に支払われるものをいう。

（均等待遇）
第４条　従業員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与に置いて差別的取扱いをすることはない。

（賃金体制）
第５条　賃金体制は次の通りとし、従業員の勤務形態に応じて、理事長がこれを定め、理事会に報告するものとする。
（１）　基本時給
（２）　通勤手当
（３）　賞与

（給与計算期間及び締切日）
第６条　給与計算期間は、毎月１日から末日までとし、末日を締切日とする。

（給与の支払日）
第７条　給与は毎月２４日に支払う。但し、支払日が活動日以外の時はその前活動日に支払う。ただし、給料支払い担当者の勤務日にあたらない場合、もしくは何らかの不測の事態により支払いが困難な場合は、理事長の判断で支払日を前後することとし、従業員には事前に報告するものとする。

（給与の支払方法）
第８条　給与は、通貨によって直接本人に支払う。ただし、助成金等により規定がある場合は従業員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払うこととする。

（給与からの控除）
第９条　給与の支払いに当たって、次に掲げるものは支払いのときに控除する。
（１）　給与所得税
（２）　市町村民税
（３）　健康保険料
（４）　厚生年金保険料
（５）　雇用保険の保険料
（６）　その他労使協定に基づくもの

（基本時給）
第１０条　基本時給は、理事会がこれを定めることとする。

２　基本時給は、地域最低賃金を下回らないものとし、従業員の勤務態度、能力、勤務年数等により随時理事会にて決定できるものとする。
３　勤務時間の計算は３０分単位で行うこととする。。

（交通費）
第１１条　従業員の交通費は実費支給とする。ただし、雇用契約期間が１年未満の場合もしくは通勤距離片道２㎞未満の場合は支給しないものとする。
２　助成金等の従業員については、その都度理事会において支給についての協議をおこない、支払い有無の決定をおこなう。
３　法人の財政状況により、理事会にて支給有無の協議をおこなうこととする。

（賞与）
第１２条　賞与は原則的に支給しない。ただし、従業員の勤務態度、能力、勤務年数等により随時理事会にて決定し、支給できるものとする。

附則
この規定は、2024年　12月　3日より施行する。